

東京科学大学物質理工学院安定同位体分析化学研究グループ受託外部利用約款
物質理工学院長裁定

本約款は、「東京科学大学物質理工学院安定同位体分析化学研究グループ共用設備利用規約」に基づき、国立大学法人東京科学大学（以下、「本学」という）物質理工学院豊田研究室および山田研究室で構成する物質理工学院安定同位体分析化学研究グループ（以下、「グループ」という）が維持管理・運用している共用設備等を学外者が利用する際の基本的な合意事項を定めたものである。

（定義）

第1条 この約款において、「受託外部利用」とは、本学の教職員、研究員、学生以外の者（以下「学外者」という）が、グループが維持管理・運用している共用設備等（以下、「共用設備等」という）を使用すること、あるいはグループ職員に分析、測定、試料等の処理等を依頼し、成果の提供を受けることをいう。

（受託外部利用の対象者）

第2条 受託外部利用の対象者は、学外者で、次に掲げるすべての要件を満たし、かつグループにおける共用設備の管理及び運用を総括する者（以下「共用設備代表者」という。）が認めた者とする。

- 一 反社会的勢力等と関係を有していないこと
- 二 利用目的に関して、安全保障輸出管理上及び情報管理上の懸念がないこと
- 三 利用が、平和利用であり、また我が国の産業競争力を損なうおそれがないこと
- 四 利用が、公序良俗に反しないものであること
- 五 利用者又は利用者の所属組織が、利用料金を支払う十分な能力を有していること
- 六 前各号に掲げるもののほか、共用設備等の利用が不相当と認められる特段の事由がないこと

（受託外部利用の方法）

第3条 受託外部利用を希望する者は、「東京科学大学物質理工学院安定同位体分析化学研究グループ受託外部利用申請書」（別紙様式第1、以下「申請書」という）を共用設備代表者に提出するものとする。

- 2 共用設備代表者は、第2条に掲げる要件が全て満たされていると認める場合には、「東京科学大学物質理工学院安定同位体分析化学研究グループ共用設備等利用回答書」（別紙様式第2、以下「回答書」という）により利用を受け入れることを通知する。
- 3 前項の通知をもって、グループと受託外部利用希望者との間に本約款に基づく共用設備等の利用契約が成立するものとする。
- 4 前項の契約の有効期限は回答書による通知後、3年間とする。

(遵守事項)

第4条 受託外部利用者は、次に掲げる事項を遵守しなくてはならない。

- 一 東京科学大学物質理工学院安定同位体分析化学研究グループ共用設備利用規約
- 二 本約款及び申込書、回答書に記載されている事項
- 三 大学の定める規則等
- 四 日本国の法令

(受託外部利用者の責務)

第5条 受託外部利用者は、利用の対価としての利用料を、グループが定めた料金表に従い、所定の期日までに支払わなくてはならない。

- 2 受託外部利用者は、論文等により共用設備等の利用の成果を公表する場合は、当該共用設備等を利用した旨をグループ指定の書式に従い記載しなければならない。
- 3 受託外部利用者はグループが行う共用設備等の利用に関わる基礎データ収集に協力しなくてはならない。
- 4 受託外部利用者は、分析結果、加工品等の共用設備等を利用して得た全ての成果物の譲渡又は転売等により、利益を得てはならない。
- 5 受託外部利用者は、共用設備等の利用により得た知見により特許出願を行う際には、研究基盤戦略室へ報告しなくてはならない。

(秘密情報の取扱い等)

第6条 グループ及び受託外部利用者は、相手方が開示した秘密情報について、厳に秘密を保持するものとし、書面による相手方の承諾なくして第三者に漏洩しないものとする。

(成果の帰属)

第7条 受託外部利用により得られた知的財産権は、原則として受託外部利用者に帰属するものとする。ただし、グループから技術指導を受けた場合又は当該知的財産権が共用設備等若しくはグループが予め用意したその操作、運転等の方法に係るものである場合には、グループ及び受託外部利用者はその帰属について協議するものとする。

- 2 前項において、グループと受託外部利用者との協議により、利用により得られた知的財産権の一部又は全部が本学に帰属することとなった場合には、その取扱いについて別途契約により定めるものとする。

(秘密保持契約)

第8条 受託外部利用者もしくはその所属機関は、自らの知的財産権の保護のために必要に応じ、更なる秘密保持契約をグループと締結することができる。

(非公開契約)

第 9 条 受託外部利用者は、機密性の高い利用について、本学と成果非公開契約又は利用非公開契約を締結することができる。この場合において、グループは、第 5 条に規定する利用者の責務の一部を免除することができる。

(損害賠償義務)

第 10 条 受託外部利用者は、その利用によって設備及び装置等を汚損、損害、もしくは滅失し、またこの約款に違反したことにより共用設備等に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

(免責)

第 11 条 本学は、共通設備等の故障、不具合等により生じた受託外部利用者及び第三者の損害について、損害賠償責任を含む一切の法的な責任を負わないものとする。

2 受託外部利用者が得た成果又は当該成果等を用いた受託外部利用者の製造販売等の行為が、第三者の権利・利益を侵害する、又は侵害したとして請求がなされた場合には、受託外部利用者は自らの費用と責任により当該紛争を解決するものとし、本学は損害賠償責任を含む一切の法的な責任を負わないものとする。

3 本学が損害賠償責任を負う場合には、その範囲は直接かつ通常損害の範囲に限られるものとし、逸失利益、特別損害及び間接損害は含まないものとする。

4 受託外部利用者は、受託外部利用の成果を利用した製品の広告その他の営利目的のために、本学及びグループの名称を使用する場合は、グループの事前の同意を得なければならない。本項の定め違反する受託外部利用者の行為により本学に損害が生じた場合、受託外部利用者はこれを賠償する責任を負うものとする。

(製造物責任等)

第 12 条 本学及び受託外部利用者は、共通設備等を利用した製造については、受託外部利用者が製造者としての責任を負うものであることを確認する。

2 本学及び受託外部利用者は、共通設備等の利用による製造物及びその製造方法について、本学が製造物責任を含む一切の法的責任を負わないことを確認する。

(譲渡の禁止)

第 13 条 受託外部利用者は、本利用契約上の地位又は本利用契約に基づく権利及び義務を譲渡し、移転し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 本約款に関し疑義が生じた場合又は本約款に記載のない事項若しくはその取り決め等については、グループと受託外部利用者が誠意をもってその都度協議するものとする。

附 則

1 この約款は、令和7年4月1日から施行し、令和6年10月1日から適用する。

2 東京工業大学物質理工学院安定同位体分析化学研究グループ受託外部利用約款（令和6年4月1日物質理工学院長裁定）は、廃止する。